

(案)

諮問第6号の答申

平成20年に実施される社会教育調査の計画について

本委員会は、文部科学省が平成20年に実施を予定している社会教育調査（指定統計第83号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査の統合

今回の調査計画では、文化会館、博物館類似施設等を調査対象として実施する「生涯学習・社会教育施設調査」（統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく統計報告の徴集、以下「承認統計調査」という。）を本調査に統合することとしている。

これについては、社会教育又は生涯学習を支援する施設を本調査の対象に統合するものであり、生涯学習を支援する社会教育の全体像を把握するという行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、妥当である。

イ 調査（調査票）の新設

今回の調査計画では、従来、本調査で把握されていなかった、都道府県及び市区町村が条例又は要綱に基づき設置する「生涯学習推進センター」を対象とする「生涯学習推進センター調査」を新設することとしている。

これについては、当該センターが、地域における生涯学習を推進するための中心的機関として位置づけられる施設であり、社会教育・生涯学習の全体像を把握する観点から、妥当である。

しかしながら、調査の名称は、対象とすべき施設に漏れが生じることがないように、調査対象を包括する表現を用い、「生涯学習センター調査」と改める必要がある。

また、調査事項については、職員数の把握に当たって、社会教育主事有資格者の配置数ではなく、他の施設調査での職員数の把握項目と同様に、「施設の長」、「指導系職員」、「その他の職員」の区分で把握すること、当該センターが他の施設との複合施設となっている場合は複合の相手施設が何であるかについて把握すること、当該センターでの学習成果の評価の実施状況を把握する選択肢は、社会通念上、学習成果の評価として実施される行為に限定した選択肢とすること、が必要である。

ウ 調査対象の拡大

今回の調査から、図書館調査について、地方公共団体の首長部局所管の「図書館同種施設」を調査対象に含めることにしている。また、青少年教育施設及び女性教育施設について、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を調査対象に含めることとしている。

これについては、教育委員会が所管する施設だけではなく、首長部局等が所管する同様の機能を有する施設を置く県が存在することから、首長部局等の所管する同様の施設を調査対象に含めることは本調査の趣旨に沿うものであり、妥当である。

エ 調査事項の追加等

今回の調査計画では、「施設の建築年・建築物の構造別の状況」、「ボランティア活動の状況」についての調査事項を追加することとしている。

これについては、「施設の建築年・建築物の構造別の状況」は、施設の老朽化等を把握する目的で追加するものであり、また、「ボランティア活動の状況」は社会教育・生涯学習を支えるボランティアの状況を把握する目的で追加するものであり、それぞれ妥当である。

さらに、生涯学習の実現に向けて、公民館や生涯学習センター等の在り方を検討することを目的として、従来、施設が提供する学級・講座の学習内容を6分類で把握していたが、これを細分化して施設の提供講座等の状況を把握することとしている。

これについては、その分類が、報告者が共通の認識の下に記入できるものとなるよう、また他の同種の分類との比較が行えるよう、より標準的で記入しやすい分類を用意することが望ましい。ただし、この試みは、今回初めて行うものでもあり、今後、分類を改善していくための検討材料とすることを勘案して、今回調査では、現時点で可能な修正を加えて実施することが妥当である。

オ オンライン調査の導入

今回の調査では、電子政府構築計画に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」により政府統計共同利用システムが構築され、平成20年度から運用が開始されることから、同システムを利用したオンライン調査を導入することとしており、妥当である。なお、導入に際しての混乱が生じないように、事前準備、問い合わせへの対応等について十分な配慮が必要である。

カ 集計事項

今回の調査計画では、本調査に統合することとされた承認統計調査の調査対象である、博物館類似施設、文化会館、民間体育施設、及び新たに本調査の調査対象とした生涯学習センターについても市町村別に施設数及び職員数を集計、公表することとしており、妥当である。

2 今後の課題

- (1) 今回の調査計画において、社会教育施設以外の生涯学習を支援する施設を本調査の調査対象として拡大したこと等は、本調査の位置づけを生涯学習支援における社会教育の全体像を把握するものとする観点から、大きな一歩を踏み出したものと評価できる。しかし、生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備

のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。

- (2) 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要がある。



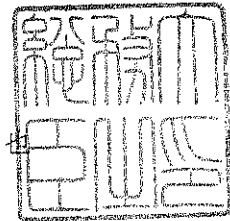
総政企第58号

平成20年2月18日

統計委員会委員長

竹内 啓 殿

総務大臣
増田 寛



諮問第6号

平成20年に実施される社会教育調査の計画について（諮問）

標記について、平成20年1月21日付け19文科生第490号により文部科学大臣から別添「社会教育調査に係る承認事項の一部変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成20年度社会教育調査の改正について（案）

1 改正の趣旨

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする「社会教育調査（指定統計第83号）」及びこれと密接に関連する統計報告の徴集として実施する「生涯学習・社会教育施設調査（承認統計）」について、社会教育行政上の要請及び平成17年度統計審議会答申（諮問第301号答申）の趣旨等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 主な改正事項

（1）社会教育・生涯学習の全体像を把握する趣旨からの調査体系、調査範囲の見直し
調査体系の見直し

- ・承認統計である「生涯学習・社会教育施設調査（博物館類似施設調査、民間体育施設調査、文化会館調査）」を指定統計である「社会教育調査」に統合する。

調査範囲の見直し

- ・「図書館調査」の調査範囲に、地方公共団体が設置した図書館同種施設を追加する。
- ・「青少年教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人立及び首長部局所管の施設を追加する。
- ・「女性教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人立及び首長部局所管の施設を追加する。
- ・地域における生涯学習を推進するための中心的機関として地方公共団体が設置した「生涯学習推進センター」を新たに調査範囲に追加する。

（2）行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点からの調査項目の見直し

- ・施設の老朽化、耐震化への対応が課題となっているため、建築年及び当該建築物の構造別の項目を追加する。
[対象調査] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査
- ・今後の公民館等のあり方及び新たな施策を検討する上で、事業内容の詳細な把握が課題となっているため、学級・講座の学習内容別の区分を細分化し把握する。
[対象調査] 社会教育行政調査、公民館調査、生涯学習推進センター調査
- ・今後、ボランティア活動を振興していく上で、社会教育施設でのボランティアの活動の実態把握が必要であるため、ボランティア活動状況の調査項目に活動の種類別の項目等を追加する。
[対象施設] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

（3）調査結果の様々な分析、利用等が可能となるような集計事項の見直し

- ・市町村別集計事項の対象を拡大する。

（4）オンライン調査の導入

- ・平成20年度調査からオンライン調査を導入する。

施設・事業からみた生涯学習における社会教育の位置づけ

生涯学習

学校教育

学校基本調査

学校

幼稚園
小学校
中学校
高等学校
中等教育学校
特別支援学校
高等専門学校
短期大学
大学
専修・各種学校

社会教育

社会教育調査

社会教育行政	地方公共団体
教育委員会	1,800
首長部局	1,800
社会教育施設	施設数
公民館	18,182
図書館	2,979
博物館	1,196
博物館類似施設	4,418
青少年教育施設	1,320
女性教育施設	183
体育施設	64,835
文化会館	1,885
生涯学習推進センター	約400

児童館
勤労青少年ホーム
働く女性の家
農村女性の家 など

< 他省庁所管生涯学習関連施設 >

学校体育施設

公立社会教育施設
付帯の体育施設

職場スポーツ施設

体育・スポーツ施設現況調査

教養・技能教授業
スポーツ施設提供業
興行業
学習塾
公園・遊園地・テーマパーク
けいこごと
(茶道 そろばん スミガスクールなど)

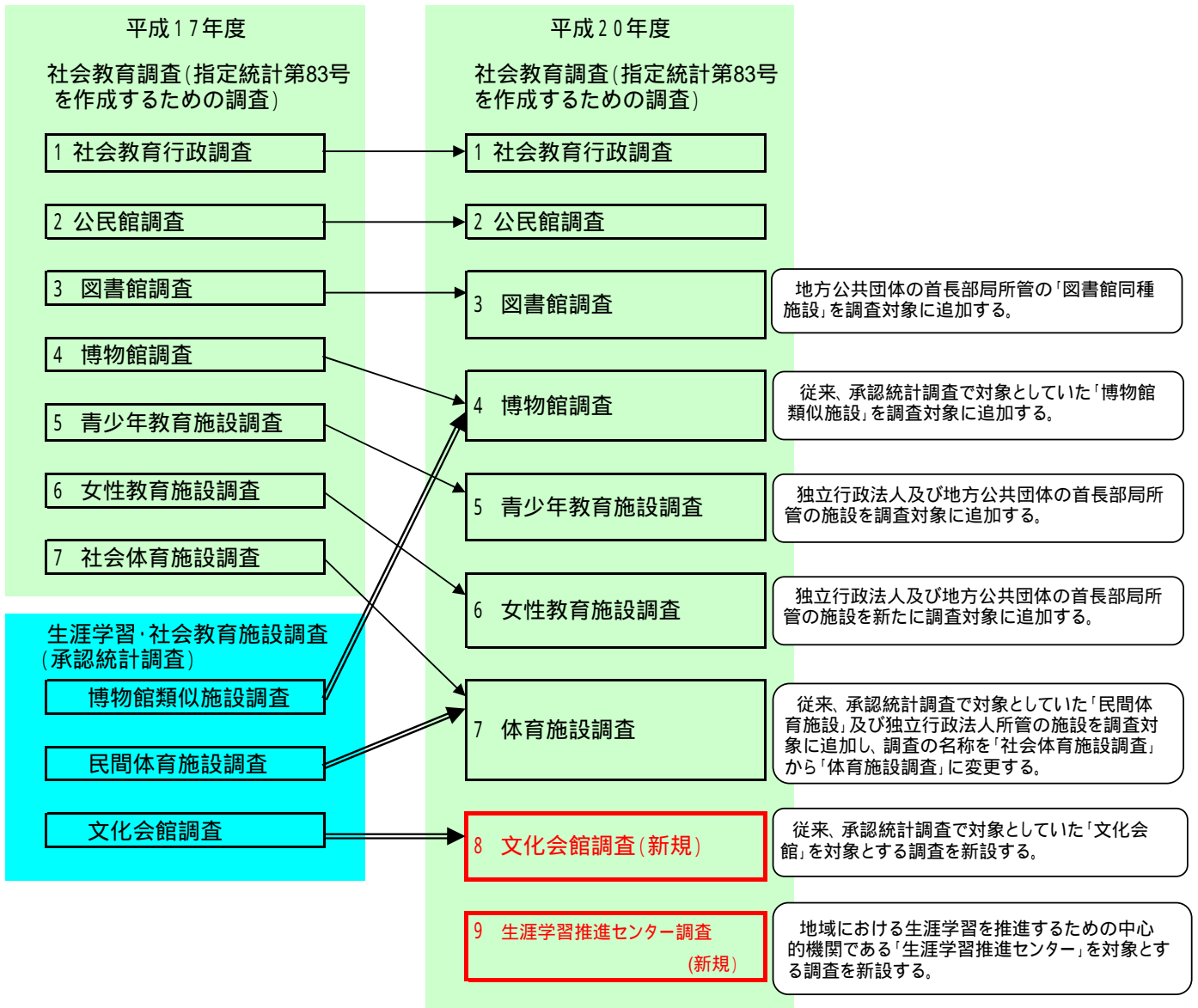
< 民間生涯学習関連事業 >

平成20年に実施される社会教育調査の改正内容

1. 調査の新設及び調査対象の追加等

<旧>

<新>



生涯学習・社会教育施設調査(承認統計調査)を社会教育調査(指定統計調査)に統合

2. 調査事項等の改正

主な改正内容

1 行政課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点からの見直し

- (1) 施設の老朽化、耐震化に対応するため、施設の建築年・建築物の構造別の状況を把握する項目を追加
- (2) 生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習推進センターの在り方を検討するため、提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化し(6→80種類)、事業内容・利用状況を詳細に把握するとともに、指導者養成を把握する項目を追加
- (3) 社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加

2 オンライン調査の導入

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン調査の導入

3 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等の資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲の拡大等を行なう。

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される社会教育調査の計画について)

1 調査の目的等

社会教育調査（指定統計第 83 号を作成するための調査。以下「本調査」という。）は、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育に関する施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供等の基本的な事項を明らかにし、社会教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

本調査は昭和 30 年以降 3 ～ 5 年ごとに実施され、昭和 50 年調査以降は 3 年ごとに実施されている。

2 改正の趣旨

文部科学省では、広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興をその重要施策の一つとして位置付けており、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習に係る機会の整備・推進を図っている。

このような中、本調査は、社会教育行政のための基礎統計としてのみならず、生涯学習分野の関係統計としての役割も事実上担ってきており、このため、社会教育・生涯学習の全体像をよりの確に把握し、行政の課題に対応した基礎資料を整備する観点から、「諮問第301号の答申 平成17年に実施される社会教育調査等の計画について」（平成17年7月8日統計審議会答申）等を踏まえた所要の改正を行う。

3 改正内容

(1) 調査体系の見直し

ア 承認統計調査を統合

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備という観点から、これまで、本調査と密接に関連する統計報告の徴集として実施してきた「生涯学習・社会教育施設調査」を本調査に統合し、一体的に調査する。

イ 調査の新設

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する座席数300以上のホールを有する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）の利用実態等を把握するため、「文化会館調査」を新設する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

「生涯学習の整備基盤について（答申）」（平成 2 年 1 月 30 日中央教育審議会答申）において、生涯学習の基盤整備の必要性が示されていることから、地域における生涯学習の中心機関として設置されている生涯学習推進センターの利用状況等を把握するため、「生涯学習推進センター調査」を新設する。

ウ 調査対象の追加

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備を図るため、以下の各調

査において、調査対象を追加する。

「図書館調査」の調査対象に、地方公共団体の首長部局所管の図書館法（昭和25年法律第118号）第29条に規定する「図書館同種施設」を追加する。

「博物館調査」の調査対象に、博物館と同種の事業を行い、博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する「博物館に相当する施設」と同等以上の規模の施設（博物館類似施設）を追加する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

「青少年教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「女性教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「社会体育施設調査」の調査対象に、独立行政法人及び民間が設置した施設を追加し、調査の名称を「体育施設調査」に変更する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

エ 主な調査項目の変更

社会教育施設等の老朽化への対応、耐震性の確認が行政課題となっていることから、施設の建築年及び構造を把握する調査項目を追加し、その耐久性を把握する。

[対象調査] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、

女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習センターのあり方を検討するため、当該施設が提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化して事業内容を詳細に把握する。

[対象調査] 社会教育行政調査、公民館調査、生涯学習推進センター調査

社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加し、社会教育施設等におけるボランティア活動の実態を把握する。

[対象施設] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、

女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

(2) オンライン調査の導入

調査の円滑な実施と調査客体の負担軽減等を図る観点から、政府統計共同利用システムを活用したオンライン調査を導入する。

(3) 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等に資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲を拡大する。

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

< 社会教育調査関連 >

第8回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成20年3月13日(木)10:00~12:10
- 2 場 所 総務省第2庁舎 3階第一会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、浅井専門委員、斎藤専門委員、澤野専門委員、嶋崎専門委員、鈴木専門委員、野島専門委員、審議協力者(国立教育政策研究所、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、東京都教育庁、神奈川県教育局)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(神代文部科学省生涯学習政策局調査企画課長)他
- 4 議 題 平成20年に実施される社会教育調査の計画について

5 概 要

(1) 第6回人口・社会統計部会の結果の概要及び第7回統計委員会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。

(2) 前回の部会審議を踏まえ、今回、再度検討すべき点とされた事項等について文部科学省から検討結果についての説明があり、これについての審議が行なわれた。

ア 「生涯学習推進センター」の定義等について、調査実施者から以下の説明が行なわれた。(これについては、前回部会終了後、斎藤専門委員からも書面で意見が提出されている。)

- ・ 生涯学習推進センターの定義について、条例設置に加え要綱設置の施設を加えること、都道府県立の施設については名称要件を除くこととする。また、調査及び調査票の名称について「生涯学習推進センター」を「生涯学習センター」と改めることとする。

複合施設の相手施設を把握することについては、今回調査では単独施設か複合施設かを把握するにとどめ、相手施設の種類の把握は次回への検討課題としたい。また、職員のうち社会教育主事発令者を調査するべきとの点については、社会教育主事の有資格者を発令の有無にかかわらず把握する。

説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 生涯学習センターには、他の施設との複合施設として設置されているものがある。複合施設の場合の複合相手の把握を調査項目に加えられないか。
- ・ 公民館や青少年教育施設等では社会教育主事の有資格者についての把握は行っていない。生涯学習センターでこれを把握することは、施設の職員と本来、教育委員会事務局に配置する専門的職員である社会教育主事という有資格者の位置づけを混乱させてしまう。この調査を行なうことについては慎重に考える必要がある。
- ・ 施設の名称によって調査対象を分類するというのは統計調査として適当なのかと疑問に思う。
- ・ 生涯学習センターは都道府県立と市町村立の施設は機能が異なる。定義を都道府県立と市町村立で分けて把握するという文部科学省の方向性には賛成する。実態としては多種多様な施設なので何らかの形で区切らざるを得ない。
- ・ 生涯学習センターの市町村立施設の定義は、文部科学省案のとおりでよいと考える。
- ・ 学習成果の評価という調査項目の選択肢の中に、学習成果の評価という概念からはずれたものが含まれていると思われるので、調査項目の名称を変えるのか、選択肢を変えるのかについて再検討されたい。

審議の結果、複合施設の状況、職員構成の把握方法、学習成果の評価の選択肢については次回再検討することとし、生涯学習センターを対象に調査を実施することは妥当とされた。

イ 調査事項の追加について

施設の建築年・建築物の構造別把握について、調査実施者から、施設の老朽化の状況を把握する基礎データが不足していることから、まず、建築年、建築構造という基礎的なものを把握する計画としており、他の調査（学校基本調査、住宅・土地統計調査）でも同様の調査項目となっているとの説明があり、原案での実施が妥当とされた。

学級・講座の学習内容別区分の細分化について（6区分から80区分へ）、調査実施者から、この分類は、国立教育政策研究所が平成14年及び18年に実施した調査研究の区分に基づくもので、社会教育の研究者が実情を基に分類したものであること、先行研究の実績もあることから、現状においては、回答可能な分類と考えていること、及び整理が必要と指摘があった部分については精査を行っているとの説明があった。また、社会教育は各地域の学習課題により異なるため、学級・講座の学習内容別区分をユネスコ作成の国際分類等で調査することは難しいことが説明された。

説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ ユネスコ等で教育に関する分類が行なわれているが、これは日本に当てはめるには適さないとの説明があったが、国際的な基準というのは考慮すべきである。国際教育政策研究所の調査内容を踏襲するという説明では、調査に用いる区分としての正当性の根拠にならないと思われる。
- ・ 現時点においての学習内容別区分には重複しているものがあるなど、分類学的にも不十分ではないか。
- ・ 学校教育でみるとだいたいどの国も似通っていて比較的国際標準もできやすいが、生涯学習のようなインフォーマルな教育内容は各国で実情が異なってくるので、各国間で共通性が高い学校教育と比較すると、国際的な分類を作ることは困難。今後の検討課題である。
- ・ 今回の分類は細かすぎるので、中分類のようなものは考えられないか。
- ・ 行政が行なう調査でこのような区分を示すと、今後これが分類基準として機能してしまうおそれがある。また、分類の順番も文部科学省が重要視している順番と捉えられかねない。

審議の結果、学習内容区分の細分化は利用者ニーズの把握等に有効だが、分類の方法等については次回再検討することとされた。

ボランティア活動状況について、調査実施者から以下の説明があり、特段の問題がないことから妥当とされた。

- ・ 本調査では施設に着目した調査であるため、施設外での活動の把握は困難であること等から、社会教育施設を活動の場とするボランティア活動を把握することを目的とする。また、ボランティアに対する研修の有無は当該施設に登録したボランティアを対象とする研修について把握する。
- ・ 今回、新たに把握するボランティアの活動状況の種類については、図書館、博物館については施設の専門性に対応した活動内容を選択肢に用意したが、公民館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センターについては、活動が類似している傾向があるので、4種類の施設について施設横断的な比較を行なうことが今後の施策を考える上で有効と考え、同一の選択肢で調査することとしたい。

(3)引き続き、論点の残りの部分についての審議が行なわれた。

ア オンライン調査の導入

オンライン調査の導入については、導入時の混乱がないよう十分な配慮を行なって実施することが必要だが、導入することについては妥当であるとされた。

イ 集計事項の改正

特段の問題はなく、妥当であるとされた。

ウ 課題への対応

平成14年調査への答申及び平成17年調査への答申に対する対応状況について調査実施者から説明が行なわれた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 本調査で経理事項を捕捉することは、記入者負担を大きく増加させるものであることは理解している。経済センサスの動向を注視するというのは当然だが、今回の計画で経理項目の捕捉は行なわないとした根拠を明確に示すべきではないか。絶対的な記入者負担を議論してもしようがないので、相対的に、どちらの調査項目を入れることが本来の目的に合うのかを論じてもらいたい。
- ・ 今回の調査のような形になるまで平成14年からかなり時間がかかったということも事実である。今回の計画では、生涯学習センターを対象に取り込むという点で大きなワンステップであるとは評価できる。ただ、それが故に、統計調査名として社会教育調査が生涯学習を対象としているという調査名と対象との関係というのが鮮鋭に浮き出てきた。今回は大きな一歩を踏み出したと思うが、引き続き、統計調査としてどういう形で生涯学習あるいは社会教育というものを捕らえていくかということを検討してもらいたい。

審議の結果、以下の3点について、今後の課題とすることとされた。なお、基本計画部会で検討すべき課題については、部会長報告として統計委員会に報告することとされた。

- ・ 本調査の在り方及び調査体系の見直しについては、再度、今後の検討課題として答申に盛り込むとともに、基本計画部会の課題として部会長から報告することとする。
- ・ 経済項目の把握については、前回から課題とされていた事項ではあるが、今回、結論を出せるものではないと考える。また、平成23年には経済センサスが実施されることとなっていることから、文部科学省はその状況も注視して、引き続き検討する必要がある。
- ・ 利用者側からの調査については、本調査の中で実施するか、本調査の付属調査のような形で実施するか、やり方はいろいろある。これについては、第3ワーキンググループでの課題でもあるが、本調査の課題としても文部科学省で検討すること。

- (4) その後、部会長が答申骨子案を提示し、今回の議論等を踏まえた、追加、修正、削除等の意見を3月17日までに事務局に提出するよう求め、その意見を基に部会長が答申案を用意し、次回部会で審議することとした。

6 次回予定

次回部会は3月26日(水)10時から総務省第2庁舎(若松町)6階会議室で開催することとされた。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >

第10回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 26 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、浅井専門委員、斎藤専門委員、澤野専門委員、嶋崎専門委員、鈴木専門委員、野島専門委員、審議協力者 (国立教育政策研究所、総務省、農林水産省、経済産業省、東京都、東京都教育庁、神奈川県教育局)、諮問者 (會田総務省統計審査官)、調査実施者 (神代文部科学省生涯学習政策局調査企画課長) 他
- 4 議 題 平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について
- 5 概 要
 - (1) 第 8 回人口・社会統計部会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。
 - (2) 文部科学省から、前回の部会審議を踏まえ、今回、再度検討すべき点とされた事項等についての検討結果の説明があり、これについての審議が行なわれた。
 - (3) 引き続き、阿藤部会長から、「答申 (案) 」について、項目ごとにこれまでの部会における議論の内容及び趣旨の説明が行われた。

修正意見のあった項目については、所要の修正を行うこととされ、修正の内容については、部会長に一任することで了承された。
 - (4) その後、部会で議論された事項のうち、基本計画部会等における議論の参考として、部会長から第 8 回統計委員会に報告する事項について、案が示された。

報告案については、一部修正を行った上で、統計委員会に報告することとされた。
 - (5) 以上をもって、「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」の審議が終了し、部会長から委員、専門委員等に対する謝意が述べられ、閉会した。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >